

出雲市の情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況をお知らせします。

■ 情報公開制度の運用状況 ■ (令和7年4月1日～令和8年3月31日)

1. 実施機関別公開請求件数及び公開等の決定状況

実施機関	請求件数	対象公文書数	決定等の状況			
			全部公開	部分公開	非公開	公文書不存在
市長	44	131	46	85	0	3
教育委員会	2	3	1	2	0	0
水道事業	2	5	0	5	0	0
下水道事業	10	26	4	22	0	4
消防本部	6	6	2	2	2	0
合計	64	171	53	116	2	7

※決定等の状況が「公文書不存在」の場合、対象公文書数に含まれません。

※令和7年度は、議会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び病院事業への公開請求はありませんでした。

2. 審査請求件数／0件

■ 個人情報保護制度の運用状況 ■ (令和7年4月1日～令和8年3月31日)

1. 実施機関別自己の個人情報の開示請求件数及び開示等の決定状況

実施機関	請求件数	対象公文書数	決定等の状況			
			全部開示	部分開示	非開示	公文書不存在
市長	15	20	16	4	0	3
病院事業	10	8	8	0	0	2
消防本部	1	1	1	0	0	0
合計	26	29	25	4	0	5

※決定等の状況が「公文書不存在」の場合、対象公文書数に含まれません。

※令和7年度は、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業及び下水道事業への開示請求はありませんでした。

2. 自己の個人情報の訂正等の請求及び利用停止等の請求件数／0件

3. 審査請求件数／0件

おたずね／総務課 TEL 21-6756

出雲市不妊治療費助成制度のご案内

出雲市では、不妊治療を行っている夫婦の経済的な負担を軽減するため、医療保険適用の不妊検査及び治療にかかる医療費について、費用の一部を助成します。

助成額 1年間につき **上限15万円**

助成期間 年数制限はありませんが、申請は1年ごとに必要です。



*上記制度のほか、**不育症治療を行っている夫婦への助成制度**もあります。

*詳しくは、市のホームページをご覧ください、健康増進課までお問い合わせください。



▲不妊治療費助成制度



▲不育症治療費助成制度

おたずね／健康増進課 TEL 21-6981

ひとりぼっちのいない町をつくる

—子どもからお年寄りまで“みんな真ん中”の地域をつくる—

同和問題をはじめ、さまざまな人権問題を一人一人が自分自身の問題としてとらえ、誰もが暮らしやすい社会にするために、何ができるか一緒に考えてみませんか。

日時 8月22日(土) 14:00～16:00(開場13:00)

会場 出雲市民会館 大ホール

講師 おかもと こうすけ
岡本 工介 さん 一般社団法人 タウンスペースWAKWAK
業務執行理事 兼 事務局長



講師プロフィール

全ての人の居場所と出番がある社会、全ての人がSOSを発信でき、互いに支え・支え合える社会の実現をめざし、大阪・高槻富田地区でまちづくりの実践に取り組んでこられた岡本工介さんにご講演いただきます。

著書『ひとりぼっちのいない町をつくる—貧困・教育格差に取り組む大阪・高槻富田の実践に学ぶ』(明石書店)

日本地域福祉学会『地域福祉優秀実践賞』やスミセイ『内閣府特命担当大臣賞』などを受賞。

おたずね/人権同和政策課 TEL 22-7506 FAX 22-7502 メール jinken@city.izumo.shimane.jp

防災行政無線 60MHz 戸別受信機等 の撤去のお知らせ

～上津地区、稗原地区、朝山地区、乙立地区の皆さま～

令和6年3月31日に運用を終了した、防災行政無線60MHz 戸別受信機(壁据付型や一部の建物等に設置されている屋外アンテナ)の撤去を複数年にかけて進めております。今年度は上津地区、稗原地区、朝山地区、乙立地区の撤去を実施します。

上津地区、稗原地区、朝山地区、乙立地区の皆さま

- ・対象地区の皆さまには、昨年度、個別受信機撤去の意向調査を実施しています。
- ・ご回答いただいた皆さまを対象に、市の委託業者が各ご家庭へ撤去にお伺いします。
- ・撤去の日時は、事前に委託業者が電話連絡により調整しますので、業者からの連絡をお待ちください。
- ・室内の戸別受信機を撤去しますので、撤去の際は必ず立会をお願いします。



▲戸別受信機



▲屋外アンテナ

注意事項

- ・撤去は事前に申込みが必要です。昨年度の意向調査時に申込みされていない方は、防災安全課(21-6825)までご連絡をお願いします。
- ・ご自身での撤去は危険を伴いますので、業者による撤去をお待ちください。
- ・乾電池は回収できませんので、個人で処分をお願いします。
- ・戸別受信機と屋外アンテナ、どちらか一方のみが設置されているご家庭も撤去の対象です。

おたずね/防災安全課 TEL 21-6825